

建築基準法第43条第2項第2号許可の建築審査会一括同意基準

建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可について、建築審査会提案基準第1、第2、第3（1）のうち道状の通路の種類の区分に応じて、それぞれ次の1若しくは2に該当するもの、第3（2）のうち次の3に該当するもの又は第3（3）に適合すると認められるものにあっては、建築審査会の同意を得たものとして取り扱い、許可後、建築審査会にその内容について報告を行うものとする。

（幅員1.8メートル以上）

1 基準別表第3-1において、イ欄「道状の通路の種類」（ア）から（カ）に該当するもので、道状の通路の管理者が次のア又はイの区分に応じてそれぞれア又はイに該当するもの

ア 国、地方公共団体等

次の①又は②のいずれかに該当するもの

- ① 「道状の通路の種類」のうち、平成11年5月1日現在において建築物が立ち並んでいる道状の通路
- ② ①に該当しないもので、「道状の通路の種類」が、許可対象とする建築物が建て替え等に係る道状の通路であるもののうち敷地に建築物が現存するもの

イ 全部又は一部が国、地方公共団体等以外のもの

次のいずれにも該当するもの

- ① 「道状の通路の種類」のうち、平成11年5月1日現在において建築物が立ち並んでいる道状の通路
- ② 当該道状の通路が20年以上にわたり一般の通行の用に供されているもの。ただし、法務局備え付けの地籍図において記載されている当該道状の通路部分（国、地方公共団体が管理する部分を除く。）の所有者から建築物の敷地が当該道状の通路に通行上及び安全上有効に接することについて同意を得ているものにあっては、この限りではない。

（幅員1.8メートル未満1.5メートル以上）

2 基準別表第3-1において、イ欄「道状の通路の種類」（キ）に該当するもの（一戸建ての住宅又は長屋に限る。）で、1のア又はイに該当するもの

（小規模な農林漁業用施設等）

3 基準別表第3-2において、道状の通路の管理者が国、地方公共団体等であるもの、又は道状の通路が1のイ②に該当するもの。

附則

この基準は、平成11年5月1日から施行する。

附則

この基準は、平成14年6月1日から施行する。

附則

この基準は、平成16年6月1日から施行する。

附則

この基準は、平成24年7月1日から施行する。

附則

この基準は、平成30年9月25日から施行する。